



令和6年8月19日

所沢市長 小野塚 勝俊 様

所沢市特別職報酬等審議会

会長 星野 泉



所沢市特別職職員の報酬等の額について（答申）

令和6年3月25日付所職第323号で諮問がありました標記の件について、本審議会は慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

# 答 申

- 1 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の  
監査委員の給料月額

現行の額に据え置くことが適当である

- 2 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の  
監査委員の地域手当

現行のとおり支給しないことが適当である

- 3 答申の理由

本審議会は、市長から諮問を受けて以来、4回にわたり会議を開き、市民の立場に立った公平不偏の姿勢をもって、各種資料を参考に、特別職の職責に応じた適正な額のあり方について、各委員の自主性を保ちつつ闊達な意見交換を行い慎重に審議いたしました。その結果、次のように結論付けました。

今回の諮問の内容は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の給料月額が適正であるか、また地域手当を支給することについてでしたが、所沢市特別職報酬等審議会条例の第2条にある所掌事項においては、議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額についても掲げられているところです。そのため、本委員会においては、本来所掌事項の一部のみではなく全てを諮問するべきではないかという意見があり、特別職の給料等のみの議論をすることが不適當であるという結論に至りました。

また、市の財政状況においても、人口が減少に転じており、安定的な税収も見込

めないと推定している中、今後の情勢を見極めることが必要であるとの意見が多数出ました。

なお、地域手当については、その手当の性質上、新たに支給することが適切ではないという意見で一致いたしました。

以上の理由から、今回の審議会においては全て据え置きのみとし、改めて所掌事項の全てを諮問いただいた後、改定の是非について議論することが望ましいとの結論に至りました。

#### 4 付帯意見

今回の審議会は、平成20年の開催以来15年ぶりの開催でした。この間に審議会が開かれなかった理由としては、人事院勧告においての一般職の給料に大きな変化がなかったことがあげられましたが、人事院勧告の内容によらなくとも、社会経済状況や市の財政事情等を勘案し、報酬等が適正かどうか定期的に審議を行うことが適当であると考えます。